併営業務管理態勢

併営業務管理態勢

【併営業務管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 併営業務管理態勢とは、併営業務に係る法令等遵守態勢、顧客保護等管理 態勢及び各種リスク管理態勢のことである。
- (2) 併営業務の運営に当たっては、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正に併営業務を管理する必要があることから、併営業務管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (3) 検査官は、本チェックリストにより、併営業務管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより併営業務管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (4) 本チェックリストにより、併営業務管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

【併営業務管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 併営業務管理態勢

- 1. 併営業務管理態勢の整備・確立状況
 - (1) 併営業務管理を含めたリスク等管理方針等の整備・確立
 - ① 取締役は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の 業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解 し、この理解に基づき、併営業務に係る各種リスクの特性及び併営業務 に関し遵守すべき法令等を十分に認識し、併営業務管理態勢の整備・確 立に向け、併営業務管理を含めたリスク等管理方針及び具体的な方策を 立案・検討しているか。
 - ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。
 - (2) 併営業務管理のための組織・内部規程の整備等
 - ① 取締役会等は、適正な併営業務管理態勢を整備・確立するために、併営業務の管理を担当する部門(以下「併営業務管理部門」という。)につき、併営業務実施部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、併営業務管理部門が、併営業務の管理以外の業務との兼務をする場合、併営業務実施部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
 - ② 取締役会等は、併営業務管理部門に対し、併営業務を管理するために 必要な権限を与えているか。
 - ③ 取締役会等は、併営業務管理部門に、併営業務に係る実務及び法令等 並びにその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配 置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
 - ④ 取締役会等は、適正な併営業務管理のための手続を明確に定めた内部 規程を併営業務管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、 取締役会等が定めた併営業務管理を含めたリスク等管理方針に合致し ていることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、併営業務管理部門が、併営業務に係る情報のうち、顧客の利益や信託兼営金融機関の経営に重大な影響を与える一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。
- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 併営業務管理部門の態勢と役割

- (1) 併営業務管理部門による管理態勢
 - ① 併営業務管理部門の管理者は、併営業務が、併営業務の顧客保護及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務の実施状況を的確に把握し、適正な併営業務を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
 - ② 併営業務管理部門は、併営業務実施部門の管理者をして、把握した併営業務に係る問題等を併営業務管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

③ 併営業務管理部門は、併営業務に係る問題等の実態を把握した上で、 的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、併 営業務実施部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点 検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 併営業務管理部門の役割

① 併営業務管理部門は、取締役会等が定めた併営業務管理を含めたリスク等管理方針に則り、併営業務管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、併営業務管理に係る業務細則を制定しているか。

② 併営業務管理部門は、内部監査部門との連携により内部監査結果、不 祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて 内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 併営業務実施部門における管理者の役割

(1) 併営業務実施部門における管理者は、併営業務が、併営業務の顧客保護 及び信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる 業務であることを理解し、この理解に基づき、併営業務実施部門における 併営業務の状況を的確に把握し、併営業務を管理するための適切な方策を 講じているか。

例えば、

- ① 併営業務実施部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な 頻度で行っているか。
- ② 併営業務担当者に対し、併営業務に係る法令等遵守の重要性を認識させ、併営業務管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な併営業務を行うよう指導・教育しているか。
- ③ 併営業務担当者が併営業務の実施時に把握した併営業務に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
- ④ 併営業務に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を 併営業務管理部門に報告し、改善策について、併営業務管理部門と協議 しているか。
- (2) 併営業務実施部門における管理者は、遅滞なく、併営業務管理部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 遺言執行業務(遺言信託)等の適正性

遺言執行業務とは、信託兼営金融機関が、遺言書を保管し、遺言者の死亡後、遺言内容に従い適切に執行手続を行うものである。遺言内容によっては、権利関係等が複雑な場合もあり、受託する信託兼営金融機関においては、高度な専門性、適正な法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢が求められる。

遺言執行業務の適正性を確保するために、以下のような運営を適正に行う 態勢が整備されているか。

- 1. 受託審査の適正性
- (1) 遺言能力・遺言作成意思の確認

遺言信託の受託において、遺言者と面談して遺言能力と遺言作成の意思 を確認しているか。

(2) 遺言執行手続の確保

遺言執行者として執行対象財産の執行手続が可能かどうかを確認しているか。例えば、遺言内容については、財産に関する事項に限定されていることを確認しているか。

また、身分上の事項に関する遺言の執行者としては、別の者を選任するよう適切に助言等しているか。

2. 遺言書の管理の適正性

(1) 遺言書の保管 遺言書の保管は、内部規程・業務細則に従い適正に行っているか。

- (2) 契約の継続等
 - 遺言書保管料の引落しを適正に行っているか。
 - ② 遺言者の遺言の内容・財産・相続人等については、内部規程・業務細 則に従い適切に確認されているか。
 - ③ 通知者等からの異動事項の連絡を受けた場合、必要な処理を適切に行う態勢を整備しているか。
- (3) 契約の解約

契約の解約については、遺言者の解約意思を適切に確認しているか。

3. 遺言執行及び遺産整理の適正性

- (1) 相続人及び相続財産の調査及び確認
 - 遺言者の死亡確認について、除籍謄本等により適切に行っているか。
 - ② 遺言執行時における相続人及び受遺者の確認を適切に行っているか。 また、相続対象財産に対する調査を行い、財産目録を適正に作成、交付 しているか。
 - ③ 執行対象財産を、内部規程・業務細則に従い適正に管理しているか。
- (2) 遺言執行者への就職の可否の検討

遺言執行者への就職の可否の検討は、内部規程・業務細則に従い適正に 行われているか(例えば、就職時点において、相続財産が滅失しており、 遺言執行が不能なことが明らかな場合に就職していないか。)。

- (3) 相続手続及び財産交付
 - ① 遺言書又は遺産分割協議書に基づき、財産分配手続を行い、相続人及

び受遺者へ財産を適正に引き渡しているか。

② 相続手続の完了報告書を、内部規程・業務細則に従い作成・交付しているか。

(4) 交渉経緯記録

受託案件について、各手続時における交渉・折衝等の内容は、処理結果 も含めて、記録簿等により記録・保存しているか。

Ⅲ. 証券代行業務の適正性

証券代行業務とは、信託兼営金融機関が、株主名簿管理人として株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置き等の株主名簿に関する事務を行うものである。株主の権利を保護する観点から、大量かつ反復される株主に関する事務を適切に行うために、以下のような運営を適切に行うための態勢が整備されているか。

1. 新規受託の適正性

新規受託については、内部規程・業務細則で定められた基準に基づき受託 審査を行い、適正に契約締結を行っているか。

2. 株主名簿管理等事務手続

- (1) 株主名簿への記載請求時における印鑑照合等の審査を適切に行っているか。
- (2) 株主名簿への記載請求等に基づき、適切に株主名簿の記載を更新しているか。
- (3) 受理した株券は、内部規程・業務細則に基づき返却までの間、適正に保管しているか。

3. 株主名簿の確定

(1) 実質株主通知の受理

委託会社の決算期日を適切に管理し、証券保管振替機構より、実質株主 通知に係る異動データを受理しているか。

- (2) 株主名簿の確定
 - ① 期末基準での異動データの受理後、一般株主名簿と実質株主名簿の

名寄せを行い、適切に株主名簿の確定を行っているか。

② 委託会社への株主一覧表等の還元を、内部規程・業務細則に基づき 適切に行っているか。

4. 決算事務手続

(1) 情報入力

決算事務に係る情報について、適切に情報データシステム等への入力処理を行っているか。

- (2) 決算事務の実施
 - ① 招集通知等の株主宛発送物に係る日程管理を適切に行っているか。
 - ② 株主への招集通知等の発送を適切に行っているか。
 - ③ 期末の株主名簿に基づき株式の配当金の支払処理を行う際に、指定 振込先に振込が行われるようシステム対応も含めた適切な態勢となっ ているか。

5. 情報管理

証券代行部門の証券代行業務システムには、株主の情報等も含まれるため、 直接事務を行う担当部門以外の者が接続することのできないように適切に 管理されているか。

Ⅳ. 不動産媒介業務の適正性

信託兼営金融機関が、不動産取引の媒介を行う場合には、宅地建物取引業法 (以下「宅建業法」という。)の規定に従って取引を進めなければならない。 こうした不動産媒介業務の適正性を確保するための態勢が整備されているか。

1. 業務運営の適正性

業務運営に当たり、例えば、次に掲げる事項が遵守されているか。

- (1) 法令等で定める事務所等における専任取引主任者の設置
- (2) 専任媒介契約時の取扱(期間、報告頻度、指定流通機構(レインズ)登録など)
- (3) 売買等の媒介契約の書面化義務
- (4) 宅地建物取引業者票、報酬額表の掲示

- (5) 報酬額の制限
- (6) 不動産従事者に係る従業者証明書の携帯
- (7) 従業者名簿の設置
- 2. 媒介受付(媒介契約締結)の適正性

不動産媒介契約締結の適正性を確保するため、例えば、以下のような態勢が整備されているか。

- (1) 顧客属性の適切な把握 顧客属性を適切に把握する態勢となっているか。 例えば、
 - ① 売買当事者の顧客属性を把握しているか。特に当事者に後見人や補助 人、法定代理人が介在する場合の取扱いについて注意しているか。
 - ② 売却理由、購入目的を把握しているか。
 - ③ 売主が宅地建物取引業者か否かを確認しているか。
- (2) 広告・提案書等の表示の適正性 不動産の表示に関する公正競争規約を含む法令等に基づき、物件広告・ 提案書等の表示の適正性を検証しているか。
- 3. 媒介活動(売買契約締結)の適正性
 - (1) 重要事項説明の適正性
 - ① 宅建業法に定められた重要事項等を適切に調査・把握しているか。
 - ② 宅建業法に定められた重要事項等が重要事項説明書に適切に記載されているか。
 - ③ 重要事項説明書を交付し、以下の点に留意して、重要事項等を説明しているか。
 - イ. 宅地建物取引主任者証の携帯及び提示
 - ロ. 宅地建物取引主任者(以下「宅建主任者」という。)による説明
 - ハ. 宅建主任者の記名押印
 - ④ 顧客から説明を受けた旨の受領書を入手するなど適切に説明・交付したことを確認しているか。
 - (2) 不動産媒介行為の適正性
 - ① 不動産媒介を行う際には、顧客保護の観点から、法令等に定める禁止

行為等に該当するような行為をしないよう、適正な態勢が整備されているか。

- ② 不適切な取引関与の防止策を講じているか。例えば、適切に契約書の作成を助言しているか。
 - イ.業者と非業者間、業者と消費者間など契約当事者の属性に応じた契約書作成の助言
 - ロ. 借地借家法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等関係法令を適切に反映した契約書作成の助言
- (3) 書面交付の適正性
 - ① 売買契約締結後に交付する書面の作成方法、交付方法などが明確化されているか。また、交付書面には宅建主任者が記名押印しているか。
 - ② 上記書面は、法令等に準拠した内容となっていることを確認する態勢となっているか。
- (4) 守秘義務契約の遵守

守秘義務契約を別途締結する場合は、守秘義務を遵守しているか。また、守秘義務契約の締結に当たり、過大なリスクを負担する契約となっていないか。

4. 売買契約締結後の管理の適正性

取引に係る法定帳簿を適切に作成・保管しているか。

V. 不動産関連併営業務の適正性

信託兼営金融機関は、不動産関連併営業務を広範に営んでいる。こうした業務の特性を踏まえ、不動産関連併営業務の適正性を確保するための態勢が整備されているか。

- (注)「不動産関連併営業務」とは、不動産鑑定評価業務、不動産投資法人に係る一般事務・資産保管業務及び不動産投資顧問業務(金融商品取引法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の規制対象外の業務)を含むコンサルティング業務をいう。
- 1. 契約締結の適正性
 - (1) 事前説明の実施

- ① 契約締結に当たっては、あらかじめ顧客に対して、契約内容、提供する役務の内容、リスク、報酬、その他費用負担等、契約内容を説明する 態勢となっているか。
- ② 不動産関連併営業務の受託時に複数の役割で関与する場合、利益相反 取引となる可能性について検討し、利益相反取引となる可能性が否定で きない場合には、その状況を顧客に対して説明する態勢となっているか。

(2) 契約内容

- ① 事前説明の内容と契約内容とが一致しているか。
- ② 契約内容は実施可能なものか。
- (3) 不動産媒介業務との区分の明確化

不動産媒介業務との区分を明確化するため、不動産媒介契約とは別に、 業務内容、報酬額等を明らかにした書面により契約締結を行っているか。

2. 業務執行の適正性

(1) 総論

- ① 契約で定められた義務が適切に履行されているかを検証する態勢と なっているか。
- ② 善管注意義務が適切に履行されているかを検証する態勢となっているか。
- ③ 契約履行に伴い受領した金銭、果実、権利等を適正に委任者に引き渡 しているか。

(2) 不動産鑑定評価業務

- ① 不動産鑑定士を法令等に従って設置しているか。
- ② 不動産鑑定士でない者等による鑑定評価を禁止しているか。
- ③ 秘密を保持する義務を遵守しているか。
- ④ 鑑定評価に当たっては、鑑定評価の中立性に抵触しないような態勢を整備しているか。
- ⑤ 鑑定評価書の記載事項、交付、署名押印と書類の保管を適正に行っているか。
- ⑥ 不動産鑑定評価基準を踏まえた適正な鑑定評価を確保するための検 証態勢が整備されているか。

- (3) 不動産投資法人に係る一般事務・資産保管業務 不動産投資法人からの業務の受託について、以下の取扱いをしているか。 また、不動産投資法人以外からの業務の受託についても、以下に準じた取
 - り扱いを行うことが望ましい。

① 顧客のため忠実にその事務を行っているか。

- ② 善良な管理者の注意をもって業務を行っているか。
- ③ 投資法人の資産を法令等に定められた方法により、自己の固有財産と分別して保管しているか。
- ④ 法令等に従い、帳簿書類を作成し、保存しているか。
- ⑤ 契約に定めた義務を適切に履行しているか(以下は、具体例)。

イ、一般事務

- 投資主総会等の機関運営事務
- 投資法人の計算事務
- 分配金の支払事務
- 会計帳簿の作成事務 など

口. 資産保管業務

- 有価証券、預金通帳、不動産権利証等の証書類の保管預り業務
- 現金の入出金の管理及び口座開設・振替管理業務 など
- (4) 不動産投資顧問業務を含むコンサルティング業務
 - ① コンサルティングに当たっては、当該不動産の性状だけではなく、建設費や金利の水準、当該不動産の所在地付近の賃貸ビルの需給状況、賃貸料などについて、長期的な視点から慎重に検討する態勢となっているか。
 - ② 土地所有者の財産状態、負債の額、年齢、他の収入等を法、税制の動きを考慮に入れ総合的に勘案しながら土地活用の方法や時期を判断するのが望ましい。
 - ③ 不動産投資顧問業の登録を受けている場合、不動産投資顧問業登録規程に定める業務遂行に係る規程を遵守する態勢となっているか。

3. 不動産関連併営業務の委託

(1) 業務委託先について、業務委託先の能力、費用、信用力等を勘案し、適正に選定しているか。

- (2) 業務委託先の業務実施状況を管理・監督しているか。
- (3) 業務委託に当たって、あらかじめ、顧客の承諾を得ているか。また、顧客の承諾を得ていない場合にはやむを得ない事由があるか。

VI. 年金制度管理業務の適正性

年金制度管理業務とは、信託兼営金融機関が、業務委託契約に基づき年金 数理事務や給付金の支払等を行うものである。年金制度管理業務の適正性を 確保するために、以下のような運営を適正に行う態勢が整備されているか。

- 1. 年金数理関係業務の適正性
 - (1) 顧客意向を内部規程・業務細則に従い、適正に確認する態勢となっているか。
 - (2) 制度設計の内容は、年金制度に係る各種法令要件に合致していることを確認・検証する態勢となっているか。
 - (3) 掛金率や債務額は、実務基準等に基づき適正に計算される態勢となっているか。

2. 管理関係業務の適正性

- (1) 加入者管理業務
 - ① 顧客から提出された届出書(資格取得届、資格喪失届、基準給与月額変更届等)に基づき、適正に加入者管理が行われる態勢となっているか。
 - ② 加入者の個人情報管理については、法令等及び内部規程・業務細則に 基づき適正に管理されているか。
- (2) 給付業務(年金・一時金)
 - ① 顧客から提出された指図書(年金給付指図書、一時金給付指図書、変更届等)に基づき、受給者に対して、適正な給付が行われる態勢となっているか。
 - ② 給付時には、所得税法に基づく源泉徴収・地方税の特別徴収等を行い、 適正に納付が行われる態勢となっているか。
- (3) 管理関係業務の終了
 - ① 顧客意向を内部規程・業務細則に従い、適正に確認する態勢となっているか。

- ② 分配事務は、規約内容に基づき、適正に行われる態勢となっているか。
- ③ 適格退職年金契約において、幹事交代時の事務引継ぎが適正に行われる態勢となっているか。